年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1	今回の	あっせ	- ム. 笙	の概要
		W1 113	$\Delta I = 1$	ひょうかい マテ

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

島根国民年金 事案413

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

昭和46年、婚姻に伴ってA市区町村へ転入した際、国民年金の住所変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と合わせて、B金融機関の窓口で納付書により納付していた。

平成22年頃、申立期間を含む約5年間の国民年金保険料が未納と記録されている旨の通知を受け、その後、当該記録の誤りが判明し、昭和45年4月から同年12月までの期間については、保険料納付済期間として記録が訂正されたが、申立期間の保険料納付は認められず、現在も未納と記録されている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の保険料納付意識の高さがうかがえる上、国民年金手帳記号番号払 出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年1月頃に払い出されていることが確認でき、申立期間は国民年金保険料の納付が可能な期間である。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿の昭和45年度及び50年度の検認記録欄には、それぞれ「完納」の表示があり、46年度から49年度までの検認記録欄には、当該「完納」の表示を結ぶ矢印(+)の表示が確認できるところ、A市区町村は、当該矢印の表示について、「本来、昭和45年度の検認記録欄や50年度の検認記録欄と同様に、年度ごとに『完納』と表示すべきところ、矢印で結んで、表示を省略したものと考えられる。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については、B金融機関の窓口において、納付書により納付していた。」と供述しているところ、申立期間当時、当該金融機関の窓口において、国民年金保険料の納付が可能であったことが確認できるなど、申立内容には信びょう性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根厚生年金 事案581

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部署における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月1日から同年4月1日まで 昭和35年9月から平成9年3月までの期間において、A社に継続して勤務 したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。申 立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する申立人に係る人事記録、同社C支店の回答、及び同社B部署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し(A社B部署から同社D部署に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業所記号簿及びA社D部署に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社D部署は昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人は、同日、同社D部署において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるところ、申立人の異動日については、同社が保管する申立人に係る社会保険被保険者台帳に「38年4月1日 D部署 E地区」と記載されていることが確認できるほか、同社D部署に係る前述の被保険者名簿から、申立人と同様に、38年4月1日に同社D部署において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚4人は、同日付けで同社B部署における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることなどから、同日であると推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B部署に係る前述の被保険者 名簿における申立人の昭和38年1月の記録から、2万6,000円とすることが妥当 である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が 申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対 して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ とから、行ったとは認められない。

島根国民年金 事案414

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から48年3月まで

申立期間当時、同居していた義母が、A市区町村(現在は、B市区町村)において、私の国民年金の加入手続を行い、地区の集金担当を通じて保険料を納付してくれていたと記憶しているが、申立期間は国民年金に未加入とされている。

義母自身は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。その義母が自身の国民年金保険料だけを納付して、私の国民年金保険料を納付していないとは考え難い。申立期間の国民年金への加入及び当該期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年12月24日に払い出されていることが確認できるが、オンライン記録から、申立人は、39年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同日付けで国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認でき、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するには、当該厚生年金保険の被保険者資格を喪失した41年3月1日から、再度厚生年金保険の被保険者資格を取得する48年4月1日までの期間(申立期間)において、国民年金への切替え手続を行うことが必要であるところ、当該期間において、申立人が国民年金の被保険者資格の得喪に係る届出を行ったことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、オンライン記録から、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母は、昭和45年1月1日に国民年金(5年年金)に加入しており、それまでの期間については、国民年金に未加入であることが確認できる上、申立期間当時同居していた申立人の妻及び義父も、申立期間において国民年金に加入していないことが確認できる。

さらに、申立期間の始期である昭和41年3月から48年3月までの国民年金手帳記号番号払出簿に申立人の氏名は無く、申立人に対し、前述の国民年金手帳記号番号とは別の番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間は85か月と長期間である上、申立人は、申立期間に係る国民 年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料の納 付を行ったとする申立人の義母は既に故人となっていることから、申立人の申立 期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人の義母が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案582

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から59年2月1日まで

昭和42年3月から63年5月までの期間において、A社(現在は、B社)C 支店に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者 記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、A社C支店にD職として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時、A社C支店に勤務していた複数の元 D職から聴取したところ、申立人は同社C支店のE班に所属するD職として勤務 していたが、班に所属するD職については、日雇健康保険に加入させ、健康保険 及び厚生年金保険には加入させていなかった。」旨を回答している。

また、B社が保管する健康保険被保険者台帳から、申立人は、昭和59年2月1日にF健康保険組合の組合員資格を取得していることが確認できるところ、同社は、「当時、健康保険組合への加入と厚生年金保険への加入はセットであったことから、申立人についても、健康保険組合への加入と同時に、厚生年金保険にも加入させた。」旨を回答している上、当該組合員資格の取得日は、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間及びその前後の期間にA社C支店において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、住所が特定できた28人に照会しても、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、前述の被保険者名簿に、申立期間において申立人の氏名は無く、健康 保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被 保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、保険料控除を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案583 (事案184、429、493、557及び572の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年6月頃から24年5月頃まで

② 昭和24年5月頃から同年8月頃まで

③ 昭和24年8月頃から同年10月頃まで

④ 昭和24年10月頃から同年12月頃まで

⑤ 昭和25年1月頃から26年2月頃まで

⑥ 昭和26年3月頃から同年6月頃まで

(7) 昭和26年9月頃から28年10月頃まで

⑧ 昭和29年1月頃から31年3月頃まで

全ての申立期間について、A社の各出張所(申立期間①はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所、申立期間⑥及び⑦は同社G出張所、申立期間⑧は同社H出張所)において、I職としてJ作業に従事していた。これらのA社の各出張所において、同僚と同じような業務に従事していたことは事実であり、私だけが厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

当時、会社から、「年金は将来役に立つ。」との説明があり、給与から厚生年金保険料が控除された後に、各出張所の会計担当職員から給与を受け取っていたと記憶している。

今回の申立てに当たり、昭和29年7月にK地点で撮影した写真、及び28年11月にL地点で撮影した写真を提出するので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 今回の第6回目の申立てに当たり、申立人は、第4回目及び第5回目の申立 てに係る全ての申立期間と同一の期間について申し立てているところ、第1回 目の全ての申立期間に係る申立てについては、i)同僚の供述から、勤務期間 は特定できないものの、申立人がA社の各出張所に勤務していたことは推認で きるが、申立期間①に係る同社B出張所については、厚生年金保険適用事業所 名簿から、当初の申立期間のうち、昭和22年4月から23年6月1日までの期間 において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社B 出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無いこと、 ii)申立期間②に係るA社C出張所、申立期間③に係る同社D出張所、申立期 間④に係る同社E出張所、申立期間⑤に係る同社F出張所、申立期間⑥及び⑦ に係る同社G出張所並びに申立期間®に係る同社H出張所については、厚生年 金保険適用事業所名簿から、各申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所でな かったことが確認できることなどから、申立人は、全ての申立期間について、 厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除 されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平 成21年3月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。 また、第2回目の全ての申立期間に係る申立てについては、 i) 申立人は 「全ての勤務期間について、A社本社の採用ではなく、勤務地を移動する都度、 同社各出張所で採用されていた。」と供述しているところ、昭和26年7月にA 社G出張所で撮影されたとする集合写真に写っている同僚で、氏名が特定でき た18人のうち、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社 本社の採用であることがうかがえる3人は、全ての申立期間において、同社本 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、残る15人は、申立期 間⑥及び⑦において、厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、 ii) A社は、 「全ての申立期間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、 当時、当社各出張所の現地従業員は、当社各出張所で採用し、厚生年金保険の 加入についても当社各出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させて いない現地従業員もいた。」と回答しているところ、申立人が名前を挙げた同 僚についても、前述の被保険者名簿に氏名が無いことなどから、第2回目の全 ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは厚生年金保険に加入 させていない状況がうかがえることなどから、申立人は、第2回目の全ての申 立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主によ り給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決 定に基づき、平成22年8月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知 が行われている。

さらに、第3回目の申立てについては、i)申立人は、A社B出張所に係る申立期間①を昭和23年6月頃から25年2月頃までの期間に変更して申し立てているところ、変更後の申立期間当時、同社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚(一人)は、「申立人は、短期間でよく現地出張所間を異動していた。」と供述していることなどから、申立人が変更後の申立期間の全期間において同社B出張所に勤務していたことが推認できないほか、「昭和23年から25年3月までの間、A社で申立人と一緒に勤務した。」旨の勤務証明書を作成した同僚は、「申立人のA社B出張所における雇用形態、厚生年金保険料の控除の状況等については、分からない。」と回答している上、当該勤務証明書から、申立人が変更後の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はう

かがえず、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、変更後の申立期間に おいて申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立 人に係る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと、ii)申立人は、 A社C出張所に係る申立期間②を昭和25年2月頃から同年4月頃までの期間に 変更して申し立てているところ、当該変更後の申立期間における申立人の勤務 実態や厚生年金保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得る ことができない上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社C出張所は、変更 後の申立期間当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所では なかったことが確認できること、iii) 申立人は、A社D出張所に係る申立期間 ③を昭和25年4月頃から26年6月頃までの期間に変更して申し立てているとこ ろ、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社D出張所は25年11月26日から26年 6月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、変更後 の申立期間の一部の期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認 できる上、同社D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の 氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人に係る記録の 欠落をうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人が提出した25年の夏に同 社D出張所の社員旅行で撮影されたとする集合写真から、申立人が変更後の申 立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情は うかがえないこと、iv) 申立人は、A社F出張所に係る申立期間⑤を昭和27年 2月頃から同年12月頃までの期間に変更して申し立てているところ、同社F出 張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、変更後の申立期間当時、厚 生年金保険の被保険者記録が確認できる5人の同僚は申立人を記憶していない ほか、申立人が変更後の申立期間において同社F出張所に勤務していたことを 確認又は推認できる資料も見当たらない上、前述の健康保険厚生年金保険被保 険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人に係 る記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらないこと、v)申立人は、A社G 出張所に係る申立期間⑥を昭和26年9月21日から同年10月18日までの期間に変 更し、申立期間⑦を27年12月頃から28年10月頃までの期間に変更して申し立て ているところ、当該変更後の各申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金 保険料の控除の状況等について、同僚の供述や関連資料を得ることができない 上、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社G出張所は、変更後の各申立期間 当時から現在までの期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったことが 確認できること、vi) 申立人は、A社H出張所に係る申立期間⑧を昭和28年10 月頃から31年3月頃までの期間に変更して申し立てているところ、当該変更後 の申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除の状況等につい て、同僚の供述や関連資料を得ることができない上、厚生年金保険適用事業所 名簿から、同社H出張所は、変更後の申立期間当時から現在までの期間におい て厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できること、vii)申立人 が提出したA社の作業場を撮影したとする写真については、撮影時期及び撮影 場所も特定できない上、当該写真からは、申立人が全ての申立期間において、 厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない

ことなどから、申立人は、第3回目の申立てに係る全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、第4回目の申立てについては、申立人は、第3回目の申立ての際 に変更した全ての申立事業所に係る申立期間を、第1回目及び第2回目の申立 ての際の申立期間に再度変更するとともに、申立期間①の始期を昭和23年6月 頃に変更して申し立てているところ、i)申立人は、「全ての申立期間につ いて、A社本社の指示に基づき勤務していたので、同社本社において厚生年 金保険に加入していたと思う。」旨を主張しているが、前述のとおり、A社は、 「出張所において勤務する作業員は、当社の各出張所において採用しており、 当社本社において厚生年金保険に加入させていない。」旨を回答している上、 同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、第4回目の全ての申立 期間において申立人の氏名は無く、第4回目の申立てに当たり、申立人が一緒 に勤務したとして名前を挙げた3人の同僚の氏名も無いこと、ⅱ)申立人が提 出した昭和47年5月にA社本社から同僚宛てに送付されたとする手紙及び封筒 からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により 給与から控除されていた事情はうかがえないことなどから、申立人は、第4回 目の申立てに係る全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生 年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができない として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月1日付けで年金記録の 訂正は必要でないとする通知が行われている。

その上、第5回目の申立てについては、申立人は、第4回目の申立てに係る全ての申立期間と同一の期間について申し立ているところ、申立人が提出した3枚の写真からは、申立人が全ての申立期間においてA社の各出張所に勤務し、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことなどから、申立人は、第5回目の申立てに係る全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は新たに2枚の写真を提出したが、これらの写真からは、申立人が全ての申立期間においてA社の各出張所に勤務し、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案584 (事案428、481、556及び573の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月頃から同年10月頃まで

② 昭和25年10月頃から同年12月25日まで

③ 昭和26年4月24日から同年8月8日まで

④ 昭和26年8月9日から同年10月1日まで

⑤ 昭和26年10月11日から同年12月5日まで

⑥ 昭和28年4月頃から同年11月頃まで

⑦ 昭和28年11月頃から同年12月頃まで

昭和25年4月頃から38年12月頃までの期間において、A社の各出張所(申立期間①及び⑦はA社B出張所、申立期間②は同社C出張所、申立期間③は同社D出張所、申立期間④は同社E出張所、申立期間⑤は同社F出張所、申立期間⑥は同社G出張所)において、H職としてI作業に従事していた。

当時、会社から、「年金は将来役に立つ。」との説明があり、給与から厚生年金保険料が控除された後に、現地出張所の会計担当職員から給与を受け取っていたと記憶している。

今回の申立てに当たり、昭和29年7月にJ地点で撮影した写真、及び28年11月にK地点で撮影した写真を提出するので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 今回の第5回目の申立てに当たり、申立人は、第1回目、第3回目及び第4回目の申立てに係る全ての申立期間と同一の期間について申し立てているところ、第1回目の全ての申立期間に係る申立てについては、i)申立期間①及び⑦に係るA社B出張所は、昭和25年11月26日から26年6月1日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっており、両申立期間においては厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立期間②から⑥までの期間に係る同社の各出張所は、当該期間当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できること、ii)申立期間③当時

において、A社D出張所で撮影されたとする集合写真に写っており、氏名が特 定できた同僚18人のうち、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿 から、同社本社の採用であることがうかがえる3人は、申立期間③において、 厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、残る15人は、申立期間③に おける厚生年金保険の被保険者記録が無いこと、iii) A社は、「全ての申立期 間について、当時の資料は保管しておらず、詳細は不明だが、当時、当社の各 出張所の現地従業員は、各出張所で採用し、厚生年金保険の加入についても各 出張所で手続を行っており、厚生年金保険に加入させていない現地従業員もい た。」と回答しているところ、申立人が、同郷出身で一緒の班に所属し、同社 の各出張所において一緒に異動していたとして名前を挙げた複数の同僚につい ても、前述の同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無い ことなどから、全ての申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員までは、 厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえること、iv) A社本社及び同 社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全ての申立期間にお いて申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も認められないこ とから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情 は見当たらないことなどから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金 保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた と認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年8月 11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、第2回目の申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦に係る申立てについ ては、i)申立人が提出した昭和25年の夏にA社B出張所の社員旅行で撮影さ れたとする集合写真からは、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていた事情はうかがえないこと、ii) 申立人は、 「申立期間①及び⑦当時、A社B出張所は、特に同社本社とのつながりの深い 現地出張所であり、同社B出張所に勤務していた従業員は、同社本社において 厚生年金保険に加入していたと思う。」と主張しているところ、申立人及び申 立人と同様にA社の各出張所において勤務していたと供述している同僚は、 「当時、出張所ごとに会計担当者がいた。」と供述しているほか、前述の同僚 とは別の同僚は、「私や申立人は、現地採用の従業員としてA社に入社してお り、厚生年金保険には現地ごとに加入していた。」と供述している上、同社本 社及び同社各出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保 険者記録は無く、当該同僚が供述する勤務期間のうち、複数の勤務期間につい て厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから、申立期間①、②、 ③、④、⑥及び⑦当時、同社の各出張所における労務管理は出張所ごとに行わ れており、厚生年金保険の加入手続等も、出張所ごとに行われていたことがう かがえることなどから、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑥及び⑦につい て、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控 除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、 平成22年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われ ている。

さらに、第3回目の申立てについては、申立人は、第1回目の申立時には 申し立てたものの、第2回目の申立時には申し立てなかったA社F出張所に係 る申立期間⑤についても再度申し立てているところ、i)申立人は、「全て の申立期間について、A社本社の指示に基づき勤務していたので、同社本社 において厚生年金保険に加入していたと思う。」旨を主張しているが、前述の とおり、A社は、「出張所において勤務する作業員は、当社の各出張所におい て採用しており、当社本社において厚生年金保険に加入させていない。」旨を 回答している上、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、全て の申立期間において申立人の氏名は無く、第3回目の申立てに当たり、申立人 が一緒に勤務したとして名前を挙げた3人の同僚の氏名も無いこと、ii)申 立人は、A社F出張所に係る申立期間⑤について申し立てているところ、前 述のとおり、厚生年金保険適用事業所名簿から、同社F出張所は、申立期間⑤ 当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でなかったこと が確認できること、iii) 申立人が提出した、昭和47年5月にA社本社から送付 されたとする手紙及び封筒からは、申立人が全ての申立期間において、厚生年 金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことな どから、申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚 生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができな いとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月1日付けで年金記録 の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、第4回目の申立てについては、申立人は、第1回目及び第3回目の申立てに係る全ての申立期間と同一の期間について申し立てているところ、申立人が提出した3枚の写真からは、申立人が全ての申立期間においてA社の各出張所に勤務し、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことなどから、申立人は、第4回目の申立てに係る全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年7月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 今回、申立人は新たに昭和28年11月にK地点で撮影されたとする写真を提出しているところ、当該写真から、期間は特定できないものの、申立人がA社B出張所に勤務していたことはうかがえるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

また、申立人は新たに昭和29年7月にJ地点で撮影されたとする写真を提出したが、当該写真からは、申立人が全ての申立期間においてA社の各出張所に勤務し、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事情はうかがえない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。